	連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの	928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
［略］	［略］	［略］

［別表９－２～11－３　略］

	占有周波数帯幅が300kHzを超え400kHz以下の無線設備	928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え500kHz以下の無線設備	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
［同左］	［同左］	［同左］

［別表９－２～11－３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○海上保安庁告示第三十八号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日　　海上保安庁長官　中島　敏

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後

別表

⑴～⑷　（略）

１　（略）

（削除）

２～５　（略）

改　正　前

別表

⑴～⑷　（略）

１　（略）

２　横須賀港

指示		応答信号	備考
信号	信文		
数字１の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口ＮＯ１桟橋に係留せよ。		指示信号は、東京電力横須賀火力発電所の係留施設に係留する船舶に対し、東京電力横須賀火力発電所電光掲示板において発するもの
数字２の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口ＮＯ２桟橋に係留せよ。		
数字３の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口ＮＯ３桟橋に係留せよ。		
数字５の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口ＮＯ５桟橋に係留せよ。		
数字６の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口ＮＯ６桟橋に係留せよ。		
数字７の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口ＮＯ７桟橋に係留せよ。		

３～６　（略）